

札幌映像撮影コーディネーター認定制度実施要綱

平成 25 年 6 月 28 日 市長決裁
平成 26 年 11 月 26 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 7 月 25 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、映像撮影行為と映像撮影に携わる者の社会的評価の向上、及び本市における映像撮影環境の向上を図り、もって本市における映像産業の活性化を促進することを目的として実施する札幌映像撮影コーディネーター認定制度に関し、必要な事項を定める。

(認定)

第 2 条 市長は、映像撮影時における安全の確保及び法令の遵守並びに関係機関との調整等に関する一定の知識・技能・経験を有し、かつ第 3 条に定める事項を遵守する者を札幌映像撮影コーディネーター（以下「映像撮影コーディネーター」という。）として認定する。

(映像撮影コーディネーターの役割と義務)

第 3 条 映像撮影コーディネーターは、市長、その他の執行機関（以下「市長等」という。）が所有又は管理する施設等及び財産等（以下「市所管施設等」という。）の管理者と映像制作責任者間の連絡調整、撮影現場での安全確保、法令遵守の確認等を行う。

- 2 映像撮影コーディネーターは、映像撮影や映像制作（以下「撮影等」という。）に必要な手続きに関する諸申請（以下「許可申請」という。）に関し、事前に市所管施設等管理者と十分に協議を行い、当該施設の安全確保はもとより、一般の通行人や施設利用者等の支障とならないよう必要な配慮をしなければならない。
- 3 映像撮影コーディネーターは、業務を行うにあたり、映像制作責任者が損害賠償責任保険に加入していることを確認しなければならない。また、市所管施設等管理者が求める場合、その保険証券の写しを市所管施設等管理者に提示しなければならない。
- 4 映像撮影コーディネーターは、映像制作責任者が許可申請を行う際、市所管施設等管理者が求める必要書類に加えて、映像撮影コーディネーター認定証（以下「認定証」という。）の写しを添付するものとする。
- 5 映像撮影コーディネーターは、その業務中は、常時、認定証を携行するものとし、関係者及び市民から提示を求められた場合は、認定証を提示しなければならない。また、認定証は他者に貸与又は譲渡してはならない。
- 6 映像撮影コーディネーターは、市長が求めるときは、市長及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「さっぽろ産業振興財団」という。）に「映像撮影コーディネーター活動に関する報告書」を提出しなければならない。
- 7 映像撮影コーディネーターは、市長が求めるときは、市長及びさっぽろ産業振興財団に対し、映像撮影コーディネーターに係る料金体系を報告しなければならない。
- 8 映像撮影コーディネーターは、撮影等に関することについて、さっぽろ産業振興財団に対し

て必要な助言を求めることができる。

- 9 映像撮影コーディネーターは、日々自己研さんを怠らず、知識・技能・経験の向上を図り、もって撮影等に携わる者の社会的評価の向上に努めるものとする。

(認定の基準)

第4条 映像撮影コーディネーターの認定は、札幌市所定の講習会（以下「講習会」という。）を受講し修了した者の中から市長が行う。

- 2 講習会を受講できる者は、映像撮影コーディネーターとして活動する意思があり、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 講習受講時に満年齢18歳以上であること。
- (2) 札幌市内に居住若しくは、市内の映像制作関連企業に所属する者であること。
- (3) 市区町村税の滞納が無いこと。
- (4) 第3条第1項に掲げる業務の経験を概ね5年以上有すること。
- (5) 所属する映像制作関連企業から推薦を受けた者、又は市内映像制作関連企業の代表者から推薦を受けた者。

(講習会の実施)

第5条 第4条に規定する講習会は、さっぽろ産業振興財団が行うものとする。

- 2 講習会は、必要に応じて年1回程度実施するものとする。
- 3 講習の内容は、さっぽろ産業振興財団が作成し市長の承認を得るものとする。

(認定証の交付等)

第6条 さっぽろ産業振興財団は、講習修了者に対して受講修了証の交付を行うとともに、市長に対し講習修了者の名簿を提出しなければならない。

- 2 講習修了者は、受講修了証に必要書類を添えて、市長に映像撮影コーディネーターの認定を求めることができる。
- 3 市長は、講習修了者を認定するときは、映像撮影コーディネーター認定台帳に登載のうえ、認定証を交付するものとする。
- 4 市長は、映像撮影コーディネーター認定台帳の写しをさっぽろ産業振興財団及び市所管施設等管理者に配布しなければならない。当該台帳の写しの配布を受けた者は、個人情報の保護に配慮し、適正に維持管理しなければならない。

(認定証の期限と更新)

第7条 認定証の有効期限は、発行日から2年経過後の最初の12月31日とする。

- 2 認定証の更新を希望する者は、第5条に規定する講習会を受講し、修了しなければならない。更新に係る認定証の交付等は第6条で定める手続きによるものとする。

(認定証の再交付)

第8条 市長は、認定証の再交付申請書の提出があったときは、再交付を行うものとする。

(認定効力の喪失)

第9条 認定証の有効期限を経過した場合、映像撮影コーディネーターは、その認定効力を失う。

2 市長は、次の各号に該当する場合、認定を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗に反する行為、若しくは法令に違反する行為を行った場合
- (2) 本要綱若しくは「札幌市映像制作促進要綱」の運用に著しく支障を及ぼす行為を行った場合
- (3) 第3条第2項に定める事項に著しく違反した場合
- (4) 第3条第5項に定める事項に違反した場合
- (5) 第3条第6項に定める活動報告の提出を正当な理由なく怠った場合

(変更の届出)

第10条 映像撮影コーディネーターは、認定証に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なくてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は経済観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。